

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日:2021年12月8日

②施設・事業所情報

中原こども園	種別：公私連携型幼保連携認定こども園	
代表者(施設長)氏名：新里 美幸	定員(利用人数)：145(150)名	
所在地：沖縄県うるま市宮里731番地(調査時：同市江洲66番地-1)		
TEL：098-973-6280	ホームページ：	https://nakahara.wakame.or.jp/
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：令和2年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名等)：社会福祉法人わかめ福祉会		
職員数	常勤職員：23名	非常勤職員：5名
専門職員	(専門職の名称)	
	保育教諭 18名	保育士 2名
	看護師 1名	栄養士 1名
	調理師 2名	子育て支援員 1名
施設・設備の概要	保育室(冷房完備)、園庭、調理室、電解水設備、沐浴室、防犯ベル・安全監視カメラ、警備システム(アルソック)、事務室	

③理念・基本方針

<理念>豊かな人間性を持ち社会に貢献・奉仕できる子どもを育てる

<教育・保育方針>心豊かで自ら進んで生活できる子の育成
心の力・学ぶ力・身体の力の育成

<教育・保育目標> 1. 返事やあいさつができる元気な子
2. 目当てに向かって頑張る子
3. 友達や生き物に優しい子

④施設・事業所の特徴的な取組

当こども園は、令和2年4月にうるま市立中原幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として、わかめ福祉会が引継ぎ開園した。当法人は、那覇市に拠点を置き、那覇市に6園、浦添市に2園、糸満市に1園、うるま市に1園の計10認定こども園と那覇市に児童クラブを運営している。創業は、昭和45年で50年余の実績がある。法人名は、子どもが大輪の花を咲かせる土台としての乳幼児期の様々な種まきに由来している。訪問調査時点の園舎は建て替え中で、仮園舎での教育・保育の実践を行っている。限られた環境下で様々な工夫を行うことにより、個々の発達に応じた教育・保育の提供に取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年4月1日～
	2022年2月20日（評価結果確定日）
受審回数 (前回の受審時期)	初回受審

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1 職員の就業環境・質の向上に向けた組織的な体制が整備されている。

法人の人事体制は、「みんな仲良く、定年まで」との目標を掲げている。法人一丸となり、職員が定年までの勤務が可能となるような環境整備に尽力し、年休取得率100%を目指している。当園でも、職員のワーク・ライフバランスを重視した勤務体制に取り組んでいる。期待する職員像として「望ましい理想の保育教諭像」が明文化され、職員に周知している。職員は、具体的に示された行動指針に基づいた年度目標を設定し、教育・保育を実施している。園長は年に2回の面談の際に、目標の進捗状況、達成度の確認と育成に向けた取り組みを行っている。

2 保護者等からの相談や意見について迅速に協議し、対応できる体制を整えている。

こども園では、保護者から寄せられる様々な意見にしっかりと向き合っており、対応策を迅速に検討する仕組みを整え、実行している。返答に時間を要すると思われる場合はその旨を相手に伝え、了承をとっている。特にこの1年は仮園舎への引っ越しや新型コロナウイルス対応も重なっていたが、毎日の昼礼等を通して職員からも保護者等の相談内容について話し合う場が持たれ、教育・保育環境や質の改善に真摯に取り組む風通しの良い組織体制が機能するよう尽力している。

3 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。

こども園では連絡帳や送迎時の保護者とのやり取りを通して、家庭環境や生活の様子を知り、その背景を踏まえた上で一人一人に合わせた教育・保育を行っている。日々のクラス反省会議や昼礼を通して、クラスや子どもの情報共有を行い理解を深め、子どもの状態に応じた教育・保育が行えることにつながっている。また、子どものペースに合わせ見守り、気持ちを尊重し達成感を味わえるような言葉かけや関わりを大事にしている。

◇ 改善を求められる点

1 地域の専門機関との連携を深めた支援を期待したい。

こども園は開園当初から新型コロナウイルス流行に直面し、子育て支援活動や地域交流活動を積極的に進めづらいつ状況の中、可能なところから学校や自治会等、地域の諸団体とのかかわりを作っている。また、現在入園中の子どもが利用している児童発達支援センターとの連携を行うなど、こども園としての機能を果たす努力を続けている。今後は、地域とのかかわりを広げる取り組みの他にも、諸専門機関が果たす役割・機能等について理解を深め、必要時には地域での支援ネットワーク化を提案できるような教育・保育の取り組みにも期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当園は令和2年4月より、うるま市立中原幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園中原こども園として運営を開始いたしました。開園して2年目、初めての第三者評価受審という事で戸惑いもありましたが、自己評価を行うにあたり職員での話し合いを重ね日々組織として向上していく事ができ嬉しく思います。
保護者アンケートを通していただいたご意見や今回の評価をしっかり受け止め、さらなる質の向上に努めていきたいと思ひます。
ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	法人名「わかめ」に体现される、子どもたちの若い芽を育むための種まきをするという考え方をを基盤に当園の保育理念・方針が明文化されている。「入園のしおり」には、当園の特徴・教育・保育として、理念基本方針の解説を記載し、入園オリエンテーションの際に説明をすることで保護者への周知を図っている。職員に対しては、職員会での読み合わせを行っている。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	法人では、社会福祉事業全体の動向について、各市町村の子ども人口・利用者数を把握し分析を行うことで、各地域ごとの子育て支援ニーズを明確にしている。各地域の子育て支援事業計画の策定動向地内容を把握し、事業展開に活用している。当園でも、市の園長会に参加し、市内の動向について情報収集を行っている。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	当法人は、那覇市を中心に保育事業を展開してきたが、那覇市の子育て支援事業計画の分析結果に基づいた課題を抽出している。今後の事業展開の可能性を広げるために、浦添市・糸満市・うるま市に子ども園を開設している。次年度はうるま市に2園目となる子ども園の開園が予定されている。事業計画・事業報告等は、理事会・評議委員会で報告し、課題を明確にし具体的な方策に取り組んでいる。職員に対しては、法人全体研修会等で報告を行い、周知を図っている。	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
コメント	中・長期5か年計画には、園舎建替え工事の進捗状況を元に、仮園舎への移転、新園舎への移転計画を策定している。計画通り、令和4年1月完成、2月移転の見通しである。仮園舎においても園庭の緑化計画・日よけ設備の設置等、環境整備が実施された。中長期計画には、設備整備をはじめ、開園時からの状況に応じた人材育成に関する計画が策定されている。		
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
コメント	単年度計画は、中・長期計画に基づき策定されている。令和3年度は、仮園舎の日除け・雨よけ対策として、テントの設置を行った。うるま市保育対策総合支援事業費補助金(保育所等業務効率化推進事業分)申請のために、ICT化に向けて事業者を選定し計画書を作成し次年度計画の実施に向けて取り組んでいる。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
コメント	事業計画の策定については、年度末の事業報告作成時に前年度計画の評価を行っている。中・長期計画の5か年計画達成度の評価も同時に実施している。評価を踏まえて、園長・主幹保育教諭・クラスリーダーと共に改善策を話し合い事業計画を策定している。策定した事業計画は、事業報告書と共に年度初めの職員会で職員に配布・説明し周知を図っている。		

7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	<p>保護者への事業計画の周知については、園舎の玄関先に設置している掲示コーナーに掲示している。新入園児の保護者については、オリエンテーション時に説明を行っている。コロナ禍の影響により、保護者会の開催が困難なため文書や掲示物による周知を工夫した。今後は、保護者会を開催し、保護者の理解をより深める工夫について期待したい。</p>		
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	<p>年に1回職員全員の自己評価を実施し、ホームページ上に公開している。結果の分析については、開園1年目という状況とコロナ禍が重なり、ボランティア等、地域との交流が課題として明確になった。又、中・長期5か年計画に第三者評価受審を予定している。自己評価・第三者評価の定期受審を事業計画に位置付けることにより、計画・実施・評価・改善のサイクルを職員個々が意識し質の向上に取り組んでいる。今後は、さらに職員の理解と参画を深めることにより教育・保育の質の向上に期待したい。</p>		
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	<p>保護者による学校評価結果について、事業報告書に記載している。その結果から課題を抽出し、改善策を明確化している。保護者に対する文書形式のアンケート回収率が低い点も課題として挙げられ、その改善策としてスマートフォンから回答できるweb方式を導入した。その結果回収率が改善し、又集計作業がスムーズになり、業務改善にもつながった。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コメント	法人の就業規則には、園長の職務区分が明記され、組織図が作成されている。マニュアルには有事の対応等を含め役割と責任について明記し、職員会で職員に説明を行っている。毎月の園だよりで園長のメッセージを記載している。園長は、本園開園時に園長職に就任した。就任前には、他園の立ち上げに尽力した実績があり、法人の本拠地である那覇市から離れたうるま市での開園を任せられその重責を成し遂げた。		
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コメント	園長は、2か月に1回開催される、うるま市こども園園長会や法人内の園長会に出席し、法令遵守に関する情報収集を行っている。又、法人内で開催されている園長研修会や経営研修会に参加し、研鑽に取り組んでいる。コロナ禍での感染対策等、順次更新される法令等について、職員への周知徹底を図っている。職員研修では、クイズ方式や事例検討を通して、職員の理解を深める工夫を行っている。		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園長は、毎月開催されるリーダー会・職務会に参加し、教育・保育の現状について情報収集・評価・分析を行い職員に対する指導を行っている。又、毎日13時30分から行う昼礼に参加し、日々の状況を確認し、必要に応じて適切なアドバイスを行っている。法人研修を中心に園内研修を計画・実施することにより教育・保育の質の向上に取り組んでいる。		

13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園長は、税理士による会計指導や公認会計士による会計監査に参加し、財務分析に取り組んでいる。人事・労務について社会保険労務士を講師とした勉強会に参加し、経営改善・業務改善の実効性向上に取り組んでいる。ゆとりのある人員配置を行うことにより働きやすい環境整備に努めている。事業計画で目標としていた年休取得率100%について、現状では50%の達成となっている。今後は、目標に掲げた100%取得達成に向けての環境整備に期待したい。		
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
コメント	開園時には、法人のノウハウを活用し、市内を中心に採用活動を行い必要人材を確保できた。現在はうま市内で法人2園目となる兼原こども園との協力体制を整備し、採用活動を計画的に実施している。人材育成体制については、階層別・職種別研修が整備され、コロナ禍においてはオンライン研修を中心に実施している。		
15	総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
コメント	当園には、「望ましい理想の保育教諭像」が定められている。内容は、法人の理念・基本方針にもとづき10項目を掲げ、具体的な行動指針についても明確にされている。就業規則には、人事基準が明確に定められており、職員に周知されている。職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等については、職員の自己評価・年度目標の達成度について、年に2回園長との面談を通して評価している。今後は、職員の自律的なキャリア形成に寄与する取り組みについて期待したい。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	法人の人事体制は、「みんな仲良く、定年まで」との目標を掲げている。法人一丸となり、職員が定年までの勤務が可能となるような環境整備に尽力している。具体的には、年休100%の取得率を目指している。当園でも、職員のワークライフバランスを重視した勤務体制に取り組んでいる。職員相談窓口として主幹教諭を配置し、気軽に相談できる環境を整備している。		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	期待する職員像として「望ましい理想の保育教諭像」が明文化され、職員に周知している。職員は、具体的に示された行動指針に基づいた年度目標を設定し、教育・保育を実施している。園長は年に2回の面談の際に、目標の進捗状況、達成度の確認を行っている。		
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	年間事業計画には、教育・保育方針に基づいた「めざす保育教諭像」が明示されている。職員研修計画は、その実現のために体系化されている。年度ごとに課題が設定され、課題解決のための園外・園内研修が整備されている。園内の研修としてOJT研修を計画しているが、法人内他園の取組を参考に内容を検討している。その実現に期待したい。		

19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	年間事業計画に定めた研修計画に従い、毎月1回の園内研修に取り組んでいる。研修担当の主幹の指導で、各委員会主催の研修を企画・運営することにより、園内での課題解決、教育・保育の質の向上に寄与する研修を実施している。外部研修については、職員に適切に情報提供を行い、参加を勧奨している。新人職員のOJTについて、個々の職員の経験・習熟度に配慮したプログラム作成に期待したい。		
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	実習生受け入れについて、専門職育成の基本姿勢を明確にしている。基本姿勢に基づいた受け入れマニュアルを整備している。開園2年目とコロナ禍の影響により、実習生の受け入れは、令和3年度1名の実績である。令和4年度は、4名の受け入れを計画している。学校側との連携を深めたプログラムの整備・連携維持の工夫について期待したい。		
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	ホームページには、法人・認定こ園の理念や基本方針、教育・保育の内容が記載されている。予算・決算等の公表資料についても明示されている。苦情対応については、ホームページ・毎月の園だよりに苦情内容・対応が記載され、公表している。第三者評価受審結果については、法人内で受審した子ども園・保育園の報告が公表されている。地域の自治会を通して公民館にチラシや園だよりを掲示している。		

22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
コメント	<p>当園の事務担当者は、法人事務局と連携し、日々の事務業務を担っている。園内のマネジメント委員の役割を担い、職員に対しコンプライアンスの周知に取り組んでいる。毎月の税理士による会計指導、年に1回の公認会計士による会計監査が実施され、結果や指摘に基づいた経営改善に取り組んでいる。</p>		
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
コメント	<p>地域とのかかわり方については運営規程や事業計画等に園の基本的な考え方が記載されている。ハロウィンの催しやこいのぼり掲揚等の催し等、地域からの情報は掲示板にて保護者へお知らせしている。こども園として地域の行事に参加する際には、職員が同伴し子どもの個別的状況に配慮して活動を支援している。現在は本園の建て替え工事中の上、コロナ禍という状況ではあったが、仮立地している地域の自治会には園の行事での写真を掲示してもらう等により交流を深めている。病児保育施設のパンプレットや学童クラブ等の情報も随時お知らせしている。昨年度末には一年生お招き会として、子どもと地域の小学生との交流を持つ行事を開催している。</p>		
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
コメント	<p>ボランティア・インターンシップ受け入れに関するマニュアルが整備され、園としての基本姿勢が記載されている。開園して2年目ですぐコロナ禍に直面し外部ボランティアの活用は難しかったが、子どもの保護者等から、建て替えに伴う引っ越し作業や、仮園舎内の花壇整備等の協力申し出があった。年長児が小学校入学後にお世話になる五年生との交流を持つ企画(お手紙交流)を提案、年度末に実施される予定である。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		b
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
コメント	<p>近隣の小児科や行政の連絡先等を記した社会資源一覧表を作成し職員室に掲示、職員会議にて周知を図っている。子どもの通っている児童デイサービスとは定期的に連絡をとり話し合いを行っている。健康診断を担当している小児科とは、健診の受診もれがないよう連携し対応している。定期的に要保護児童対策地域協議会に参加し、子どもの課題について児童相談所も含め話しあいを行っている。地域に対し必要時にネットワーク化を図る取組については、今後の展開に期待したい。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。		b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。	
コメント	<p>園舎の建て替え工事中であり、環境面が十分でない中、子育ての相談が寄せられた場合には受け付けている。職員が小学校での避難訓練に参加したり、近隣自治会との交流を開始する等の取組により、地域の生活課題把握に努めている。来年に新園舎へ移行した後は子育て支援を活性化する予定であり、さらに地域関係機関との連携を深め、こども園としての機能を地域へ還元する取組に期待したい。</p>		
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
コメント	<p>地域の自治会から季節行事への呼びかけがあり、園として子どもの参加を支援している。休止中の高齢者のミニデイサービスより、コロナ禍が落ち着いたら参加してほしいとの声がある。全体的な計画や子育ての支援計画には、把握したニーズに基づく具体的な目標が記されている。災害時の避難場所として地域に利用されることを想定し、入口の掲示板には園内の建物図を貼り出してわかりやすく示している。職員は駐車場と園との往復時にごみ拾いをしたり、園舎の土手の草刈りを行うなど地域の美化活動にも気を配っている。開園間もない現在の取組みが根付いて地域との関係が深まり、さらに地域貢献としての公益的な取組みへと広がっていきけるように今後期待したい。</p>		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	<p>こども園の基本方針や「望ましい理想の保育教諭像」には、子どもを尊重する教育・保育の実施と姿勢が明記され、園内研修にて定期的に周知されている。保育マニュアルにはそれらの方針を具体的に実施するための方法が記されている。「保育園等における子どもの人権セルフチェックリスト」を活用して日常の支援を振り返り、状況把握を行っている。子ども同士の言葉遣いや態度でトラブルがある場合には、職員が互いを尊重するよう指導を行っている。子どもの呼び名は「さん」づけで統一し、性差による固定的な役割を決めない等配慮をしている。重要事項説明書にて示している子どもを尊重する方針について、契約時に説明し保護者への理解を図っている。</p>	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	<p>プライバシー保護規程が整備されており、会議等で読み合わせを行っている。マニュアル内容は月案等に取り入れられ、実施状況のチェックが行われている。子どもの着替え時は目隠しシートが貼られた窓の近くで行い、ついたてを立てる等の工夫をしている。4歳頃からは肌を見せずに着替える方法を教えている。園のしおりには子どものプライバシー保護について配慮を行う旨記載されており、入園時には保護者へ説明を行っている。</p>	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
コメント	<p>ホームページやパンフレットにて、こども園の教育・保育方針や目標が示されており、市役所で手に取れるよう設置してもらっている。近隣の自治会には園児募集のお知らせを掲示させてもらっている。入園前には保護者に対し園のしおりを説明する場を設けている。希望者への見学対応時には、個別に説明を行っている。パンフレットは毎年見直しし、写真やイラストを使いわかりやすい説明に努めている。</p>	

31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。		a
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
コメント	入園時や毎年の進級時には懇談会を開催、重要事項説明書と園のしおりの説明を行っている。1号認定から2号認定への変更時には書類を用いて教育・保育の変更内容を説明し、保護者の同意をとっている。説明時には保護者の意向を確認し、記録をとっている。配慮の必要な保護者に対する説明は、マニュアルを十分確認しながら対応している。		
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。		a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
コメント	転園する子どもについては、園での状況を記した児童指導要録を作成して転園先に送り、教育・保育の継続性に配慮している。卒園後の子どもや保護者から相談を受ける窓口として、園長や主幹保育教諭が対応する旨知らせる「卒園のしおり」を作成し、保護者へ交付している。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
コメント	職員は子ども・保護者との日々のかかわりの中で、教育・保育への思いや感想等を受けとめるようにしている。行事の後や学期末にはアンケートを行い、子どもの満足度について確認を行っている。保護者懇談会や個別面談は定期的実施されている。懇談会での意見やアンケート結果については分析を行い、昼礼や会議等で検討・報告され、検討結果は園内に掲示している。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
コメント	<p>法人として苦情解決の体制整備がなされており、園の玄関にポスターが掲示されている。苦情解決の体制についてはホームページや重要事項説明書に記され、定期的に保護者懇談会で説明が行われている。苦情等が寄せられた場合は検討した内容を記録し、申し出た保護者に対し検討結果を公開する可否について確認を取り、ホームページや掲示板にて対応状況を知らせている。検討結果は実施され、園の環境整備やサービスの質の向上が図られている。</p>		
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
コメント	<p>園のしおりや園だよりには、保護者から職員に対していつでも相談・意見を受け付ける旨のお知らせが明示されている。仮園舎で相談室のない環境の中、相談を受ける際には保護者が話をしやすいように周囲の状況を見ながら場所を確保するように配慮している。</p>		
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
コメント	<p>子どもの登園・退園時にはクラス担任が保護者と対面できるよう勤務時間を工夫し、保護者からの意見等があれば視診簿に記録をとり、昼礼や会議で報告され、迅速な対応がなされている。玄関先には意見箱を設置、定期的に確認し対応を協議して記録をとっている。相談や意見を受け付ける面談マニュアルが整備されており、それに基づいた対応が行われている。マニュアルは定期的に見直しが行われている。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	緊急時対応マニュアルが整備され、園長が責任者である旨が明記され、職員室に掲示されている。緊急時の対応フロー図には報告手順がわかりやすく示されている。新聞等で報道される子どもの事故事例について昼礼や会議等で周知され、事故予防へ意識喚起を図っている。定期的に危険予知トレーニングやヒヤリ研修を実施、園内の危険個所について図面で確認を行っている。毎月事故報告書やヒヤリハット報告書の提出があり、迅速に対応を検討し実施、報告内容については園長が集計を行っている。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	感染症の管理体制として予防と発生時の対応マニュアルがあり、職員に周知を図っている。マニュアルの対応フロー図において、各職員の役割と園長の責任が明確に示されている。保健衛生委員会が中心となって定期的に感染症の園内研修会を開催、予防策の見直しや、感染症発生時の対応策を検討し日々の教育・保育に取り入れている。食育委員会は食中毒について園内研修を実施、予防策等の情報を食育だよりで発信している。感染症の発生状況については園内の掲示板にて保護者へ周知している。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	災害時における対応体制はフローチャートで示され、職員に周知しそれぞれの役割を意識させるようにしている。毎年、火災避難訓練安全計画を策定して災害の形態別に訓練内容を想定し、実施している。備蓄品は栄養士が管理、新園舎完成までは近隣の小学校に置かせてもらっている。災害時には小学校や消防署等と連携して対応できるよう、話し合いを行っている。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
コメント	教育・保育の標準的な実施方法を示すマニュアル類が整備され、園内研修や会議にて定期的に職員に対して周知が行われている。マニュアルには子どもを尊重し、権利擁護に努める姿勢が示されている。マニュアルにもとづいた実施については園長や主幹保育教諭が日々クラスをまわって確認が行われ、日誌等の記録からも確認がなされている。クラスごとの個性の違いを認めて教育・保育の組み立てを支援する等、サービスが画一的にならないような配慮も行っている。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
コメント	マニュアル類は年に1回の見直しを行うこととされ、必要な検証が行われている。子どもの着替えの手順について見直しを追記した際には、クラスや子どもの指導計画の内容にも反映されている。マニュアルの見直し時には職員からフリーのシフト勤務内容について意見が上がり、検討を加えることがあった。また保護者等との個人面談時に聴取した意見(午睡を減らし、活動時間を増やしてほしい)から、クラス全体のスケジュール見直しにつながる事例があった。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
コメント	月・週の指導計画案はクラス担任が作成し、20日までにクラスリーダーと主幹保育教諭・園長の決裁を受ける仕組みになっている。入園前には児童票や家庭調査票等の様式にて様々な情報を保護者から聴取、入園後は視診表等日々の記録をもとにアセスメントを実施している。指導計画作成には子どもや保護者の希望の他、主幹保育教諭や看護師・栄養士の助言、児童デイサービス等に通っている子どもはそこからの情報も加えて内容を検討している。要保護児童対策地域協議会へ相談があがっている家庭については注意してアセスメントを行い、対応を検討している。「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を反映させた指導計画の在り方について園内研修を実施、職員への理解を促す取組を行っている。	

43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
コメント	<p>月・週の指導計画の見直しは毎月20日までに行うよう決められ、クラスリーダーと主幹保育教諭・園長による確認が行われている。計画変更前には子どもや保護者の意見を確認し、変更内容を職員へ周知、十分ではない課題についても表記されている。指導計画変更時には、園のマニュアルと指導計画の内容に関連する部分が無いか注意している。各指導計画は担当が評価を記載し、次の計画策定に生かすようにしている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
コメント	<p>子どもの状況については、入園前に保健調査票やアレルギー調査票、家庭生活調査票等の様式を定めて保護者に記載してもらっている。クラス担任により毎日の日誌が作成され、主幹保育教諭と園長により指導計画の実施状況について確認が行われている。記録内容をもとに考察の記入の仕方等について、主幹保育教諭と園長により指導を実施している。日誌類は手書き、指導計画や写真、委員会資料はパソコン上の共有ファイルに保管され、必要な職員がアクセスできる仕組みになっている。情報共有は昼礼時に行われ、各クラスリーダーから担任へも行きわたるよう配慮を行っている。</p>		
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。		a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
コメント	<p>こども園の個人情報保護体制については運営規程や個人情報保護マニュアルにおいて定められており、入園前や進級時の懇談会で重要事項説明書にて保護者へ周知されている。記録管理の責任者は法人理事長と明記されている。個人情報保護マニュアルの内容については定期的に園内研修にて職員への周知を図り、入職時・退職時に規程遵守についての同意書をとっている。</p>		

		評価項目	評価結果
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	—
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
コメント	<p>子どもの権利擁護に関する取組みとして、虐待防止や守秘義務に関するマニュアルやプライバシー保護規程が整備され、職員研修等で周知理解を図っている。昼礼やリーダー会での情報共有を通し、権利侵害の防止と早期発見のための取り組みを行っている。また、マニュアルにある「保育園等における子どもの人権セルフチェックリスト」を活用し職員が日々子どもへの関わりを振り返る機会をもちたり、虐待についての研修を行う事で職員の人間性と専門性の向上に努めている。</p>		
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
	判断基準	a	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
		b	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。
		c	全体的な計画（教育課程を含む）は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
コメント	<p>全体的な計画は年度毎に職員の声を反映。養護と教育の各領域を考慮しながら、こども園の理念、教育・保育方針、目標に基づいて作成されている。担当保育教諭は、乳幼児期の発達段階や「小学校までに育てほしい10の姿」「育みたい資質・能力」を組み込んだ毎月の指導計画を作成し、評価・改善を行っている。また、保護者に対しては個別面談で指導計画を分かりやすく説明。お互いの考え方の擦り合わせを図っている。クラス便りでは指導計画のねらいを保護者へ周知し子ども達の活動や発達の目標を保護者に理解してもらえよう努めている。</p>		

A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題			
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
コメント	<p>嘱託薬剤師による騒音、照度、ダニ、二酸化炭素濃度検査を行い園内の環境を整えている。現在は仮設園舎であるために、保育室以外での落ち着いた空間づくりや雨天時の騒音が課題ではあるが、限られた空間で子ども達が安心して過ごすことができるよう、空きスペースの活用や家具の配置換え等を工夫したり、職員の声かけを統一してゆっくり優しく話す等子どもの気持ちに寄り添うことを意識している。</p>		
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。
コメント	<p>こども園では連絡帳や送迎時の保護者とのやり取りを通して、家庭環境や生活の様子を知り、その背景を踏まえた上で一人一人に合わせた教育・保育を行っている。クラス反省会議や昼礼を通してクラスや子どもの情報共有を行い理解を深め、子どもの状態に応じた教育・保育が行えるようにしている。子どもの気持ちを尊重し見守ったり達成感を味わえるような言葉かけや関わりを大事にしている。</p>		
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
		c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っていない。
コメント	<p>こども園では一人ひとりの子どもの発達に応じた生活習慣の獲得が出来るように配慮している。手洗いの仕方やロッカーの使い方等を写真やイラストで明示されており、子どもが分かりやすいよう工夫されている。また、基本的な生活習慣の大切さを学ぶ機会を設け、子どもが主体的に取り組めるようシールを用いて達成感を高める等工夫している。ワークシート「おうちでピンゴ」を作成し、自宅でも子ども達が楽しく生活習慣が身につくような工夫がされている。</p>		

51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
c		子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	コメント	こども園では一人ひとりに合わせ、集団への参加が苦手な子へは見るだけの参加から職員との手つなぎ参加等、段階を踏むことで子どもが自主的・主体的に活動できるようにしている。また、支援児を含めた子ども同士の関わりの中で相手を思いやる気持ちや自分の気持ちを整理する力の育成を支援している。また、お遊戯やリミック等の音楽活動を通し身体を動かしながら自由な表現を楽しんだり、戸外活動では水遊びや芋ほり遠足、落ち葉拾いによる制作活動など遊びを通して季節を感じる事が出来るよう配慮している。	
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント	こども園では担当制保育を取り入れ、特定の保育教諭との関わりの中で安心して過ごせるようにしている。子ども一人ひとりの家庭環境や発達、生活リズムに合わせて食事や睡眠の時間を調整する等、家庭との連携を大切にしながら保育にあたっている。また、発達過程を確認する際には子どもと一対一で言葉や仕草、表情一つ一つの反応を受け止め応答的に関わっている。また、限られたスペースで着替えの場を設ける等生活と遊び場の切り替えを心がけている。	
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント	こども園では、子どもの自我の育ちを大切に、子どもの主体的な活動が行えるよう関わっている。また、玩具や保育教諭を介してお友達との関わりが増えるよう配慮している。保育教諭以外の大人との関わりとしては、地域の公民館でお遊戯会の練習や本番を体験できた等、地域住民との関わりが増えてきている。基本的な生活習慣の獲得の時期でもある為、連絡帳や送迎時の保護者との会話で園や家庭の様子を伝えあい、家庭での関わりがよりスムーズに行えるようにしている。また、「イヤイヤ期について」の資料を家庭用に作成し、保護者への情報提供と理解促進を図っている。	

54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
コメント		こども園では教育・保育要領や園の理念、方針、目標に基づいて指導計画を作成し、子どもが主体的に活動に取り組めるような環境を整えている。基本的な生活習慣の確立を目指しながらも、子どもが集団との関わりの中で興味や遊び、友達の輪を広げられるようにし、生活と遊びを通して連続的な成長が望めるよう配慮している。また、こども園での取り組み内容については園だよりやホームページ等を通して保護者等へ伝える工夫も行っている。	
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
コメント		こども園では個別の年間・月別指導計画にもとづき、常に担任同士で話し合いより良い環境で過ごせるようにしている。また、職員は支援児に関する研修にも積極的に参加し、理解を深めている。仮設園舎という事もあり、保育室以外での落ち着ける場所や安心できる場所の確保が十分ではないことが課題であるが、空きスペースの活用や活動内容の工夫などできる限りの配慮を心がけている。また、必要に応じて関係機関との個別支援会議へ出席し、情報提供している。今後は関係機関へ訪問する等し、実際の支援方法や子どもの活動を見て学ぶことや関係機関の専門性を理解した関わりに期待したい。	
56	A⑪	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
c		それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
コメント		在園時間が長くなる子どもについては、午睡時間や好きな遊びに没頭する時間を設けたり、異年齢児の中で職員が仲立ちすることで、くつろぎ安心して過ごせるような環境づくりを行っている。1号認定児は長期休暇が設けられている為、長期休みの過ごし方を伝えたり、長期休暇後の登園を心待ちに出来るよう月刊誌の郵送やワークシート「おうちでビンゴ」の提供等、支援体制を整えている。	

57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との連携や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
コメント	<p>こども園ではアプローチカリキュラムを作成し、子どもがスムーズに就学できるよう連携を図っている。グラウンドやプールの借用、校内探検等を通して小学校に足を運び、小学校を身近に感じる取り組みや、保護者面談では小学校就学を見据えての子どもの育ちや関わりの確認を行っている。小学校教頭や1年生担任との連絡会議を設け情報共有を図り、園児指導要録での引継ぎも行っている。今後は小学校との連絡会議の内容をより充実させることや個別の情報共有の機会を増やす等、接続がよりスムーズにできるような配慮に期待したい。</p>		
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
コメント	<p>こども園では各クラスに危機管理マニュアルを設置し、子どもの健康管理を適切に行っている。保護者に対しては入園前に面談にて一人ひとりの発育状況や既往歴、予防接種歴の確認を行い、SIDSについての情報提供も行っている。SIDS早期発見・予防として、0～2歳児の呼吸チェックを行い記録している。また、教育・保育中の子どもの体調不良時には保護者へ連絡し、必要に応じた対応を行っている。昼礼にて子どもの健康状態に関する情報を周知・共有している。</p>		
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
		b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
		c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
コメント	<p>こども園では内科検診や歯科検診の結果は、健康カード、歯科カードへ記入し保管。保護者にも結果を報告している。また、歯科検診前後には絵本等を活用しながらや歯磨き指導を行ったり歯の大切さを伝えることで、子どもが自分の健康について意識が向けられるようにしている。また、虫歯ゼロの賞状や治療終了メダルを作成し活用することで、家庭での生活に生かされるよう工夫している。</p>		

60	A ⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
		c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
コメント	こども園では食事提供の際には他の子どもと食事場所、お皿の色を分け、トレーで配膳しアレルギー食と認識できるよう工夫されている。園内研修を通して、アレルギー児の把握やダブルチェックとロールプレイを通じた食事提供方法の確認、エピペンの取り扱い研修とマニュアルの確認等を行う事で理解を深めている。厨房、主幹、クラス担任で毎月の献立のアレルギー食材の確認を行い、事故が無いように皆で把握している。		
A-2-(4) 食 事			
61	A ⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
		c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。
コメント	こども園では食育計画に基づいて各年齢に応じた取り組みを行っている。苦手な食材は無理強いせず、子どもが「食べてみたい」と思えるよう、野菜の栽培と収穫体験を行ったり、クッキング活動も取り入れ、「食」に触れる機会を設けている。食が細かったり苦手な食材が多い子どもは、家庭と連携を取り必要な情報の提供を行いながら互いの対応を知り共有できるようにしている。		
62	A ⑰	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
		b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
		c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
コメント	こども園では食材は地産地消を心掛け、安全・安心な食事提供を行えるようにしている。季節に応じた行事食や沖縄料理の提供等を行い、様々な献立を通して子どもの食への興味・関心が高まるようにしている。また、3～5歳児はおやつを受け取りや食器の返却時に子どもが厨房へ足を運び、厨房職員と「おいしかった」「全部食べたよ」等の会話を楽しみコミュニケーションを図る事で、子どもや厨房職員の声を互いに届ける機会を設けている。		

A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	判断基準	<p>a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。</p> <p>c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。</p>	
	コメント	<p>こども園の生活の様子や子どもの様子を、園だよりやクラス便り、ホームページや連絡帳を通して発信している。教育・保育内容は入園前のオリエンテーションや懇談会で説明を行ったり、意見箱やアンケートへの回答を通して周知することで保護者の理解を得る機会を随時設けている。行事を通して子どもの成長を共有できるようにし、大きな行事は基本的に土曜日開催、保育参観等を平日に開催する際には複数回実施し、保護者が日程を選択しやすくすることで、参加機会を確保できるよう配慮している。</p>	
A-3-(2) 保護者等の支援			
64	A⑲	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	判断基準	<p>a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <p>b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>c 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。</p>	
	コメント	<p>こども園では、日頃から保護者とのコミュニケーションを積極的に取ることで保護者との信頼関係の構築に努めている。必要に応じて個人面談や個別相談を行い、家庭や保護者の状況に応じた支援を行い、内容は児童票や面談シートへ記入している。また、内容によっては園長、主幹が面談に同席し適切な対応が出来るようにしている。職員は保護者支援や面談技術の研修に積極的に参加している。保護者支援に関する様々な情報や事例を職員間で共有することで、質の向上にも努めている。</p>	
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	判断基準	<p>a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。</p> <p>c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。</p>	
	コメント	<p>こども園では虐待対応のマニュアルが整備され、職員研修等で職員に周知されている。また、家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応が行えるよう、送迎時の親子での関わりを観察したり、受け入れ時の視診触診をしっかりと行うよう努めている。気になる子どもや保護者の様子や状況を、昼礼やリーダー会等で職員に周知を図り共通理解を図っている。</p>	